

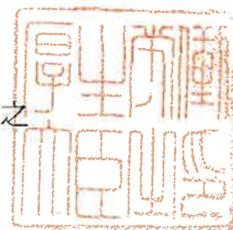
厚生労働省発雇均 0624 第 1 号

令和 4 年 6 月 24 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主
行動計画等に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を
求める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 法第八条第三項の規定による状況把握に関する事項

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第八条第三項の規定による状況把握に関し、現在、必要に応じて把握する事項とされている「その雇用する労働者の男女の賃金の差異」について、常時雇用する労働者の数が三百人を超える一般事業主は必ず把握しなければならないこととする。また、当該事項を把握する場合においては、その雇用する全ての労働者に係る状況及び雇用管理区分ごとの状況を把握しなければならないこととする。

第二 法第二十条第一項の規定による情報公表に関する事項

法第二十条第一項の規定による情報公表に関し、「その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績」に区分する事項として「その雇用する労働者の男女の賃金の差異」を追加し、常時雇用する労働者の数が三百人を超える一般事業主は、当該事項を必ず公表しなければならぬこととする。また、当該事項を公表する場合においては、その雇用する全ての労働者

に係る実績及び雇用管理区分ごとの実績を公表しなければならないこととする。

第三 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 第二の改正に伴い、基準適合認定一般事業主認定申請書の様式について所要の改正を行うこと。
- 三 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、その他所要の改正を行うこと。